

## 名古屋港管理組合パブリック・コメント手続実施要綱とその考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続の制度を設けることで、名古屋港管理組合（以下「管理組合」という。）の行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、実施機関（管理者及び監査委員をいう。以下同じ。）が、管理組合の行政上重要な施策又は事業の方針等を定める計画等の立案をする際に、その案の内容を公表し、広く意見等を求め、寄せられた意見等に対する考えを明らかにするとともに、当該提出意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

### (対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理組合の重要な施策及び事業の方針等を定める計画、指針等の策定又は改廃
  - (2) 広く義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続が必要であると実施機関が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、実施機関はパブリック・コメント手続を適用しないことができる。
- (1) 意見聴取の手続が法令その他特別の定めにより、重複してパブリック・コメント手続をとる必要のない場合
  - (2) 分担金、使用料及び手数料の徴収に関する場合
  - (3) 迅速又は緊急を要する場合
  - (4) 軽微な変更と認められる場合
  - (5) 裁量の余地がない場合

### 【考え方】

#### <第1項第1号>

パブリック・コメント手続の対象となる「計画」は、基本的な計画を想定している。また、計画、構想、プラン等の名称は問わない。

「重要な施策」とは、本組合の他の事業等の基になったり、他の事業等に大きな影響を及ぼしたりするような施策、名古屋港の広範な地域に影響を及ぼすような施策、不特定多数の人に影響を及ぼすような施策などを想定している。

#### <第1項第2号>

地方自治法第14条第2項によれば、「義務を課し又は権利を制限する」には条例によらなければならない。よって第2号の対象としてはそうした規制条例を想定している。

<第1項第3号>

第1号又は第2号によるパブリック・コメント手続の対象は、いわば必要最低限のものである。担当部署の判断で積極的に同手続を実施していけるように、第3号の規定を設けている。

<第2項>

- (1) 意見聴取の手続が法令その他特別の定めがあり、重複してパブリック・コメント手続をとる必要のない場合

国等によりパブリック・コメント手続又はこれと趣旨を同じくする手続が定められている場合も、この号に該当する。趣旨を同じくする手続かどうかの判断は、当該手続の目的と方法とをみて判断する。目的については、「行政運営の公正の確保と透明性の向上」というパブリック・コメント手続の目的に沿ったものであること、方法としては、意見公募、提出意見への回答、意思決定過程での意見等の考慮の3点がそろっていることが目安である。

- (2) 分担金、使用料及び手数料の徴収に関する場合

地方自治法第74条第1項で、直接請求の対象から「分担金、使用料及び手数料の徴収」が除かれているところから、本要綱においてもパブリック・コメント手続の対象外とした。

- (3) 迅速又は緊急を要する場合

この手続に要する期間を費やせば、期待できる効果が損なわれるほど迅速性又は緊急性の要請が高い場合や、災害対策など緊急を要する場合をいう。

- (4) 軽微な変更と認められる場合

大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わない場合や、上位の計画などの変更に伴い一部の表現変更をする場合など、内容の実質的変更を伴わない場合をいう。

- (5) 裁量の余地がない場合

上位法令や国、県又は市の計画に内容が詳細に規定されており、管理組合の裁量の余地がないと認められる場合をいう。

(案及び資料の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、パブリック・コメント手続の対象となるもの（以下「計画等」という。）の策定等を行おうとするときは、そのふさわしい時期に、当該計画等の案を公表して意見等を募集するものとする。

2 前項の公表の際には、次に掲げる事項を明確にするものとする。

- (1) 当該計画等の案の名称  
(2) 当該計画等の案を作成した趣旨及び目的  
(3) 当該計画等の案に対する意見等の提出期間及び提出方法  
(4) 意見等の提出先及び問合せ先

3 第1項の規定による公表の際には、併せて当該計画等の案の理解を助ける資料を公表するよう努めるものとする。

4 計画等の案の公表の方法は、次によるものとする。

- (1) 管理組合のホームページへの掲載
- (2) 管理組合本庁舎の名古屋港情報センター（以下「情報センター」という。）及び当該計画等の担当部署での閲覧又は配布
- (3) その他担当部署が必要と認める方法

#### 【考え方】

##### ＜実施段階＞

原則として計画等の案がまとまり意思決定する前の時点で、具体的な案を提示できる段階においてパブリック・コメント手続を行うものとする。しかし、特に重要なものについては、その前の時点（検討段階や中間案の時点）でもパブリック・コメント手続を行うことができる。

##### ＜案等の提示＞

住民等にできるだけわかりやすく計画等の案を提示することを目的として、第2項の事柄や第3項の資料を掲示するようにする。

##### ＜周知の手段＞

広く意見を募るための手段として、できるだけ多くの広報媒体を用いて周知に努めるようにする。

##### （意見等の提出）

第5条 パブリック・コメント手続に係る事案に関心を有するものは、誰でも意見等の提出ができる。

- 2 第4条第2項第3号の「意見等の提出期間」は、原則30日以上とする。ただし、やむを得ず30日以上を確保できない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 3 意見等の提出方法は、持参、郵便、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。
- 4 意見書には、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）の記載を求めるものとする。収集した個人情報については、名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号）に従って適切に取り扱うものとする。

#### 【考え方】

##### ＜意見等公募の期間＞

計画等の案について多くの意見を求め、よりよいものとするため、意見の提出期間は原則30日以上とする。これは、意見提出に必要な時間を十分確保しつつ、効率性の考慮から原則として設けた期間である。

##### ＜意見等＞

意見等とは計画等に対する意見だけでなく、情報、要望、依頼なども含む。

##### ＜提出方法＞

提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び当該計画等の担当部署が指定する場所へ

の持参とする。

また、記録として把握する必要があるため、電話など口頭による意見等の提出は受け付けない。

＜住所及び氏名の明記＞

提出される意見に責任を持ってもらいたい趣旨から、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）の記載を求める。

（意見等の処理及び公表）

第6条 実施機関は、提出された意見等の概要及びそれに対する考え方を公表するものとする。

ただし、意見等を公表することが、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見等の全部又は一部を公表しないことができる。

2 提出された意見等のうち、類似の意見等については、それに対する考え方をまとめて公表することができる。

3 意見等を提出したものに対する個別の回答は行わない。

4 第4条第4項の規定は、第1項の規定による公表について準用する。

【考え方】

提出された意見の中に、個人や法人等の権利利益を害する恐れがある情報等が含まれている場合には、その意見等の全部又は一部を公表しないことができる。

提出された意見等が多数ある場合、類似する意見等は適宜まとめて公表できる。

提出された意見の公表方法は、計画案の公表と同様の方法により行う。

（計画等の策定等）

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等の策定等を行うものとする。

【考え方】

提出された意見を必ず取り入れるというものではなく、提出された意見等を十分考慮して、判断し、意思決定を行うものである。

また、ある案に対する賛成や反対を聞く趣旨ではなく、したがって多数決をとるためにパブリック・コメントを実施するものではない。

（実施状況の公表）

第8条 実施機関は、パブリック・コメント手続の実施状況を毎年度取りまとめ、その概要を管理組合のホームページに掲載するとともに情報センターにおいて公表するものとする。

（委任）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以降に策定する計画等について適用する。ただし、施行日において、現に策定過程にあり、パブリック・コメント手続を実施することにより、計画等の策定が困難になる場合は、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。